

「栃木市オフィス移転等支援補助金」実施要領

I 補助金の概要

■趣旨

栃木市では、事業継続にかかる自然災害等への備えや、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う通勤環境の改善、テレワークの促進等のために、市内に本社を移転するか、又は市内に本社以外の事務所を新設する会社に対し、栃木市オフィス移転等支援補助金を交付し支援いたします。

■補助金の額及び補助対象者

①栃木市外にある本社^(※1)を栃木市内に移転する会社

事務所の整備に要する費用のうち、補助対象経費の1/2（300万円上限）

②栃木市に本社以外の事務所^(※2)を新設する会社

事務所の整備に要する費用のうち、補助対象経費の1/2（200万円上限）

(※1) 会社の意思決定を行う機能及び会社の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能を有するもの。

(※2) 主として会社の事務を行う場所。(サテライトオフィスやテレワークスペースを含みますが、店舗、工場その他の主として会社の事業を行う場所は含みません。)

国や県の実施している同様の補助金が受給できる場合は、そちらを優先して受給していただき、その上で自己負担分が生じた部分に対し、本補助金を交付します。

II 申請要件

補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

【栃木市外にある本社を栃木市内に移転する会社】

- 1 栃木県内に本社を有していないこと。
- 2 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社であること。

(会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第86号）第3条第2項に基づきます。)

- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 4 移転した本社を運用開始日から3年以上運用することを誓約すること。

【栃木市に本社以外の事務所を新設する会社】

- 1 栃木県内に本社を有していないこと。
- 2 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社であること。
（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第86号）第3条第2項に基づきます。）
- 3 市内に事務所を有していないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 5 新設した事務所を運用開始日から3年以上運用することを誓約すること。

※いずれの場合も、以下に該当する場合は申請できません。

- ・性風俗関連特殊営業等を行う者
- ・暴力団、またはその密接関係者
- ・本補助金の交付を既に受けている者

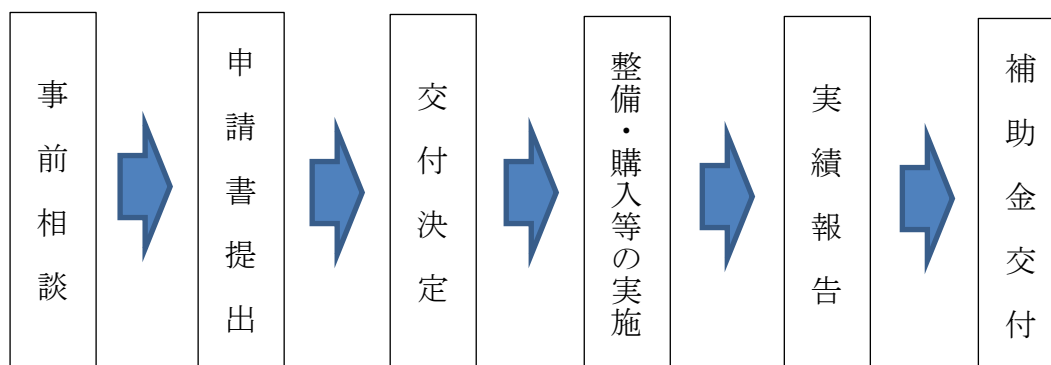
Ⅲ 補助対象経費となるもの

補助対象経費となるものは、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・設備工事費（通信設備、空調設備 等）・改装費（天井、壁、床等の内装及び店舗の塗装、看板 等）・事務所機能に付随する設備の工事費（駐車場整備 等）・備品購入費（事務机、椅子、棚等の事務室用品・PC、プリンター等のOA機器）・オフィス開設に伴う宣伝広告費・引っ越し費用（個人所有の物を除く） |
|---|

※ただし、申請以前に購入または整備されたものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

IV 補助事業のスケジュール



※補助対象事務所を賃借するか、又は購入する予定の方は必ず交付決定の前までに賃借または売買契約を完了させてください。(契約後に交付決定となります。)

V 本補助金に関する問合せ先及び申請手続き

1 問合せ先

ご申請前に、必ず下記へ事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

栃木市役所商工振興課 商業金融係

電話：0282-21-2372 e-mail：syoukou@city.tochigi.lg.jp

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日、年末年始を除く)

2 申請手続き(必要な書類等)

- (1) 栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請に係る誓約書(別記様式第2号)
- (3) 商業登記に係る登記事項証明書(原本)
- (4) 以下(a)~(b)のうち、該当するもの
 - (a) 補助対象事務所を既に賃借している場合
補助対象事務所の賃貸借契約書の写し
 - (b) 補助対象事務所を既に所有している場合
補助対象事務所の売買契約書の写しなど、所在地と所有者が分かる書類
 - (c) 補助対象事務所を賃借するか、又は購入する場合
賃借又は購入する物件所在地等が分かる書類
(契約後、速やかに契約書の写しをご提出ください。)

- (5) 直近期分の確定申告書の写し
 - (6) 補助対象事務所の整備に要する経費が分かる書類（見積書等）
※事務所を賃借しているか、又は賃借する予定の方で、改修工事を行う場合は、物件所有者から改修工事同意書を徴してください。（様式は任意）
 - (7) 補助対象事務所の整備予定箇所の写真
 - (8) 会社概要書（様式は任意）
 - (9) その他、市長が必要と認める書類
- なお、市指定様式については、栃木市ホームページからダウンロードをお願いします。

3 提出方法

上記問合せ先まで郵送もしくは直接ご持参ください。

◎申請書類チェックシート

申請書類を全て確認のうえ、お間違いがないよう提出をお願いいたします。

番号	申請書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/>
1	栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請書（別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	栃木市オフィス移転等支援補助金交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	商業登記に係る登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
4 (※)	(a)補助対象事務所を既に賃借している場合 補助対象事務所の賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
	(b)補助対象事務所を既に所有している場合 補助対象事務所の売買契約書の写しなど、所在地と所有者が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	(c)補助対象事務所を賃借するか、又は購入する場合 賃借又は購入する物件所在地等が分かる書類 (契約後、速やかに契約書の写しをご提出ください。)	<input type="checkbox"/>
5	直近期分の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
6	補助対象事務所の整備に要する経費を証する書類（見積書） ※事務所を賃借しているか、又は賃借する方で、改修工事を行う場合は、物件所有者から改修工事同意書を徴してください。（様式は任意）	<input type="checkbox"/>
7	補助対象事務所の整備予定箇所の写真（外観・内観）	<input type="checkbox"/>
8	会社概要書（様式は任意）	<input type="checkbox"/>
9	市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

(※)番号4は、該当するもの何れかをご提出ください。